

議第30号

三島市水道事業給水条例の一部を改正する条例案

三島市水道事業給水条例（平成10年三島市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第21条第5号を削り、同条第6号を同条第5号とする。

第26条中「に100分の108を乗じて得た額」及び「ものとする」を削る。

第28条の見出し中「及び用途」を削り、同条中「及びその用途」を削り、第3号を削る。

第30条第1項中「（その用途が一般用の場合に限る。）」を削り、「満たないとき」の次に「の料金」を加え、「に100分の108を乗じて得た額」を削り、同条第2項及び第3項を削る。

第35条第1項中「金額に100分の108を乗じて得た」を削る。

第36条を次のように改める。

第36条 削除

別表第1を次のように改める。

別表第1（第26条関係）

区分	量水器の口径	使用水量	料金
基本料金 （2箇月につき）	13ミリメートルから 25ミリメートルまで	20立方メートルまで	1,846円80銭
	30ミリメートルから 50ミリメートルまで	20立方メートルまで	2,905円20銭
	75ミリメートル以上	20立方メートルまで	10,335円60銭
従量料金 （1立方メートルにつき）		20立方メートルを超え 40立方メートルまで	123円12銭
		40立方メートルを超え 100立方メートルまで	138円24銭
		100立方メートルを超え 200立方メートルまで	144円72銭
		200立方メートルを超える分	152円28銭

別表第3中「60,000円」を「64,800円」に、「98,000円」を「105,840円」に、「177,000円」を「191,160円」に、「286,000円」を「308,880円」に、「611,000円」を「659,880円」に、「1,099,000円」を「1,186,920円」に、「3,182,000円」を「3,436,560円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年10月1日から施行する。ただし、第36条の改正規定は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第21条の規定は、この条例の施行の日以後最初の検針日以後に行われる届出について適用し、同日前に行われた届出については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第26条、第28条、第30条及び別表第1の規定は、平成29年12月1日以後に支払いを受ける権利が確定する水道の使用に係る水道料金について適用し、同日前に支払いを受ける権利が確定する水道の使用に係る水道料金については、なお従前の例による。
- 4 平成29年4月1日前に市の給水に関する協議又は給水の申込みを受けた分譲宅地の造成に係る開発負担金については、改正後の第36条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

平成29年2月21日提出

三島市長 豊岡 武士